

地租改正反対地域における小学校

堀 浩太郎

The Elementary Schools and the Peasant's Movement against the Land-tax Reform in Early Meiji

Koutaro HORI

はじめに

これまでの研究によれば，明治初期の教育令期の教育，特に1879（明治12）年のいわゆる自由教育令に対する評価は二分されている．この教育令発布を契機に就学率が減少したり，公立学校が閉鎖されるなど学事が停滞した¹⁾といわれる．しかし一方で，この時期には私立学校が増加し「国民教育全体の水準はかならずしも『衰退』したとはいきれない」²⁾という評価も下されている．すなわち，ここでは評価の視座が問われることになるのではないだろうか．啓蒙開化主義者の立場か，あくまでも民衆の視座に依るものかという問題である．

さて，旧愛知県東春日井郡³⁾下では1876年頃より公立小学校が休校ないし閉鎖され，81年時点でも当郡下43校中15校が閉鎖中であった⁴⁾といわれる．そこで当地域を対象として，1880年前後における近代初等学校（教育）が地域住民にとって，どのような存在として位置付けられていたかを考察することにより，彼らの求めた教育像にせまることを課題としたい．

I 愛知県における小学校設立維持政策

現愛知県は明治5（1872）年11月27日三河地方を管轄区域とする額田県を合併し成立した．愛知県における小学校設立政策は尾張諸郡を管轄した旧愛知県と額田県とでは若干異なる．それは，プロト小学校ともいえる「義校」または「郷学（郷校）」を先ず設立し，順次「小学校」に転換してゆくものであった．⁵⁾この設立維持方法は成功し，表1にみる如く1873年には公立小学校650校を数えた．ところで，「義校」→「小学校」という設立方式のもとで，当然旧来の寺子屋等は整理，廃止の対象にされた．1873年2月「義校取立ニ付私塾家塾ヲ廃シ六歳以上就学セサル者ノ届」⁶⁾同月「私塾家塾ハ官許ヲ受ル者ニ限り且出願出式ヲ示ス」⁶⁾の布達が出され，同年5月には次に示すようにきわめて厳しい達⁷⁾が出された．

従前私塾家塾元手習師匠等之類廃止之儀ニ付テハ再三及布達候得共心得違之者ハ于今官許ヲ不受其儘引統授業致居候哉ニ相聞以外之事ニ候右ハ今般各大区内巡丁へ申付厳密搜索ヲ遂ケ若違犯之徒有之節ハ至当之罪科ニ可処候条此段前以相達候事

すなわち，無許可で寺子屋等を営業している者に対して厳密に搜索を行ったりえて処罰を行う場合もありうると述べているのである．これは，同月出された「学区」設定による小学校設置計画を

表1 愛知県における公私立別学校数の推移

年	公立	私立	合計
1873 (明治6)	650 校		650 校
74	651	12	663
75	677	15	692
76	746	15	761
77	762	25	787
78	810	25	835
79	808	25	833
80	994	3	997
81	1,011	0	1,011
82	1,038	1	1,039
83	1,065	1	1,066

注：「文部省年報」により作成。

側面から援助するという意味をもっていたといえる。

そのためか、愛知県における私立学校の設立数は少なく（上掲表1参照）、もっとも多い割合を示すのは1877年の25校で、全体の3.18%を占めるのみであった。もちろん、これは「官許」を得た私立学校のことであり、「官許」を得られない、いわば「旧寺子屋体」の私立学校はかなり存在していたと思われる。73年12月「愛知県小学教則」が布達⁸⁾されたのに伴ない変則授業が禁止されたが、地域住民の対応は「今般小学校則一般施行ノ際無知之頑民共旧習之学ニ泥ミ甚シキニ至テハ其子弟ヲシテ学ニ就カシメス又ハ退学致サセ候様ノ弊習間々有之哉ニ相聞候」⁹⁾という状況であった。さらに県は、翌75年1月においても次のような布達¹⁰⁾を発している。

是迄小学教員中旧習ニ泥ミ或ハ自己ノ意見ヲ以テ授業時間ヲ伸縮シ余科算術等ヲ専ラニシ習字ヲ主トスル等ノ如キ全ク変則ノ校ニ齊シキ体裁モ有之哉ニ相聞不都合ニ付以来学齡未滿ノ小兒ト雖トモ入校ノ者必ス正則ノ学ヲ授業スヘシ（以下略）

これによれば、公立小学校といえども教則改正1年後もなお「変則ノ体裁」であり、県は正則教授を厳しく求めている。しかし、この達中の教員たちこそ、当時の地域住民の教育要求をくみあげていたといえるだろう。さらに同月「小学教員ニ従事スル者私立学校差止之事」¹¹⁾を布達し、公立学校教員による「私立学校」経営を禁止し、公立学校の経営基盤の保護をめざした。

学制頒布以来一貫して県では、私立学校を圧迫して正則教授による公立学校の設立維持拡大政策をとり続けたが、78年1月「小学変則教科学草案編纂差出方」¹²⁾を布達することにより、これまでの政策を変更するかの動きを示した。けれども翌月「習字ノミノ私立学校廃止」¹³⁾を布達することにより、無定見な変則教科学及びそれを教授する学校を認めない姿勢を示したといえよう。視点をかえれば、「習字ノミ」とか「算術等ヲ専ラニシ習字ヲ主ト」して教授する教育機関が住民達に支持されていたということができよう。

Ⅱ 春日井郡における地租改正反対運動

地租改正のもつ経済史的、ひいては政治史的意義は当面の課題とせず、愛知県春日井郡における地租改正作業の進捗状況と、それが引き起こした反対運動について、主に近藤哲生の研究¹⁴⁾をもとに概観する。

愛知県の地租改正作業は、県令鷲尾隆聚、参事生田純貞によって、1874年「地価算定」と「地押丈量」を行う旨、その手続きが説明された。春日井郡でも75年中頃、ようやく「三四分通方」が出来た次第でなかなか進まなかった。それで、先の2人は更迭され、76年2月新たに安場保和県令と国貞廉平参事が入県した。同年3月、6月の布達により地押丈量や地価算定の方針が示され、尾張国としては同年9月にはやくも地押丈量が完了している。そこにはかなりの無理が生じたに違いない。春日井郡は10月18日「地位等級の銓評にとりかかるよう」命令され、11月5日それを行う郡議員の選出が行なわれ、郡議員議長に林金兵衛が選ばれた。この場で地租改正の主務官荒木利定と郡議員が「村位等級の銓評」をめぐる対立し、翌6日には稲の収穫期にもかかわらず「鎌止め令」が出された。荒木主務官は「村位請書」の提出と半分の刈入れ許可を取引に使うという状況となった。この過程で等級に対する不服申立てはしつつも、結局郡中のすべての村々は77年3月迄に「請書」を提出せざるをえなかった。(さもなければ、「取縄ニテククラレル」道しか残されていなかったからである。)ここで、問題を整理するならば、①村位銓評を(一筆地位銓評に)先行させた——「銓評順序」の無視、②村位は、郡議員の民主的な銓評ではなく、県の「達観庁議シ」た「見込之村位」である。③その村位は、露骨な強制、脅迫をもって押しつけられた、の3点となる。荒木と郡議員らとの間の対立は解けず、ついに林は議長を辞職し、後任を堀尾茂助が襲うことになった。さて、6月には田畑の反当収穫が確定され各村落は「収穫分賦書」を県から受け取る。その完了をもって、新租施行伺が出され、地租改正事務局は新租施行を指令するのである。

(i) 43カ村地租改正反対運動

「収穫分賦書」の受取りに最後まで抵抗したのが和爾良村で、林金兵衛の指導により「村中地主一同」提出せずと決議をし、7月上旬まで和爾良村以外の村々はすべて「請書」を提出したのである。それ以来、尾張国改租事務局や県庁への和爾良村議員の召喚、拘留、説論につぐ説論にも屈服せず、終に、春日井郡下の村々のなかから収穫分賦書と減租を求める歎願書が相次ぐようになり、郡内の反対のうごきは明確になってきた。77年11月和爾良・田楽・牛山・上条新田の4カ村のみ旧租で上納するよう指示が出され、12月には太政官第68号公布により76年よりの新租が県より申付けられた。この過程で県庁との交渉を断念し、上京して地租改正事務局へ歎願するため8名の代表——和爾良村林金兵衛他2人・田楽村梶田喜左衛門・鈴木信比古他1人・牛山村2人——が翌78年1月末出発した。

和爾良村他2村に連帯して「地租改正之儀ニ付」歎願書を改正事務局に提出したのは78年4月末で合計43カ村となり、「地価帳」提出拒否を行った。2月以来林らは福沢諭吉の指導をうけながら、東京の地租改正局に「歎願書」を提出し、執拗に合法的な運動を展開する。

一旦は春日井郡全部の租額を不動としたうえで「村々租額分賦ノ更訂」が認められた(7月)が、改租により減租となった村々の反対により更訂ができず展望がみえなくなった10月、東海地方への明治天皇の巡幸があった。事態打開のために25日矢田川にかかる三階橋へ春日井郡下村民らが4~5000人もあつまり、天皇直訴を企図するが、林・梶田ら7名の郡議員の説得によって解散する。さらに翌11月24日には村議員ら数百名が「農車数輛ニ米俵ヲ積ミ載セ多人数ニ長綱ヲ引キ」東

表2 春日井郡部落別地租増加率（田畑計）

部落	増加率	30% ～100	100 ～1000	1000 ～	計	部落別 増加率
1		8	2		10	79.2 %
2		5	5		10	94.8
3		3	6		9	87.6
4		2	4		6	97.2
5		4	3		7	75.5
6		6	5		11	98.0
7		6	7		13	108.8
8		1	9		10	117.2
9		1	7		8	112.1
10		5	8		13	122.5
11		2	10		12	127.8
12		1	7		8	126.8
13		2	12		14	110.9
14		1	13		14	134.2
15		0	10	1	11	184.2
16		5	9		14	125.1
17		0	9		9	138.2
18		6	6		12	98.6
計		58	132	1	191	108.5

注：1) 近藤哲生『地租改正の研究』（未来社）129頁の第18表より作成。

2) 部落1～9はのちの西春日井郡に，10～18は同じく東春日井郡に相当する。

京へ出発するが，27日浜松警察署により阻止される事態となる。12月23日には浜松での一件を聞き，村々では出京の動きや「鐘ヲ付キ集会，竹鑪用意」という状況であった。この間も，県からの「地価帳」納入の最終期限が79年1月31日に延ばされるなどしたが，地租改正事務局への歎願行動は行き詰まり，村民の激化，県の硬化（「四三カ村ヲ喚徴管庁ノ命令ヲ遵奉セザルヲ警察課ニ於テ取糺方戸叶七等出仕へ協議ノ事」という事態になった。林金兵衛ら43カ村指導層もどうしようもない岐路に立たされたわけだが，1月中旬第一大区区长吉田禄在と第三大区区长天野佐兵衛が上京し，林らと打開の道を探ることになった。それは，旧藩主徳川慶勝より救済金35,000円の下賜をうけ，「地価等級」も1881年更訂があるとの約束で，2月4日一応の決着がついた。¹⁵⁾

春日井郡は，1880年2月5日東西に分けられたが，先の43カ村は東春日井郡38カ村，西春日井郡5カ村という内訳となる。しかし，いずれも地租改正作業により最高で184.2%，最低で108.8%増租となる村々であった。

(ii) 106カ村地租改正反対運動

43カ村の反対運動の結果，名目は徳川家からではあっても多額の救済金を彼らが獲得したことに端を発し，改租の経過・結果に不満をもちながらも厳しい県の圧力のため反対運動に参加してこなかった138カ村が，同様の運動を1879年3月から開始した。愛知新聞第893号（同年3月30日）の

記事を次に紹介しよう。

兼て音響きし春日井郡改正苦情の件に付入費償却の為にや旧知事徳川殿より大まい三万五千円の拜借金が下げ渡しに成りとか云ふ尻尾につきてのお談ハ彼の林金兵衛とハ意見を異にし平和を専らとしたれど郡中にて頗る名望を得たる堀尾茂助は條理の能く解りし人物なれば四拾余ヶ村の外の者共へ最懇ろに説き諭し斯く無益なる事に奔走して居ては到底入費も嵩むのミならず亦願意御採用の程も覚束なしと漸やく納得させて置しに今度既に金員か下りしと云ふ説を聞き付けて彼の一旦屈服せし村中の者が金兵衛さんの轍を踏み歎願さへすれば末にはよき御沙汰もやあらんと利非を辨まへず強ひて私共の代理になって其筋へ願立て呉よと詰め掛け郡長の奥印もと百何十ヶ村の頑固連か此頃勝川の郡役所へ出掛けるとか云ふ噂を聞きましたが此方を抑へれば彼方が揚り其御係りハ丸で早捐の綿畑に桔槔を扱われる様な御苦勞さ

これによれば、春日井郡の名望家として林金兵衛と並んで堀尾茂助が出されており、反対運動に参加しない理由もごく常識的な（それゆえ受け入れやすい）ものであることがわかる。しかし、林らの成功に刺激されて堀尾茂助を代表に立てて救援金要求運動を展開し始めたのである。当初は138カ村が先例にならい、合法的な歎願運動を何度となく県令・地租改正事務局・徳川家に行ない、同年12月に「1881年更訂」のみをやっととりつけて運動は終了した。この間、官憲の圧力はすさまじく、10月には堀尾が県に拘留される事態まで生じている。しかし、106カ村村々には地租改正により減租となった村が46カ村も含まれ、勢おい県当局にも足許を見られ失敗に終わったといえる。

Ⅲ 1881年閉校中の小学校の実態

これまでの研究では、1879年の教育令によって一般に学事が停滞したといわれる。たしかに公立学校が衰微したことは否めないであろう。表1により愛知県の場合をみると、79年の公立学校数は前年を2校下回るが、次年度は一気に186校も増加している。このことから、大局的には79年前後を「衰退期」と断定することはできないであろう。むしろ「官許」されない私立学校の隆盛の様が想像できる。その一例として、春日井郡に隣接する中島郡一宮村の学校係及び戸長連名による上申書を示す。

無願私塾御説諭願¹⁶⁾

中島郡一宮村 平民僧 佐々木某
同 村 平民農 石黒 某
同 村 平民農 大伴 某

右之者共無願ニ而私塾ヲ開近傍ノ生徒ヲ集メ習学為致候付夫カ為メ村中旧弊ヲ不脱自ラ学資金不納之者多ク甚以困却仕候間先般警察分署江相願御説諭ヲ受ルト雖今ニ相止メ不申此上願立候へハ相当ノ御処分可相成候へ共尚一応御派出之上御説諭被成下度此段願上候也

明治十二年六月五日

これによれば、佐々木某を始めとする3つの私立学校によって、一宮村の公立学校は生徒を奪われるのみならず、重要な財政基盤たる学資金までも父母から徴収することが困難になっているという。警察官による説諭でも善処しないところをみると、逆にそれだけ一層地域住民からの支持が強いともいえるだろう。

このような状況は1879年の教育令発布により加速されたと思われる。愛知県は翌80年4月甲第36号達により「読書習字算術地理歴史修身ノ六科ヲ具備セサル私学開校ノ節ハ学科ノ性質ニ因リ種別致シ（私立^{読書}某学校ノ如シ）校名相付スヘシ」¹⁷⁾と布達することにより、数教科のみ教授する私立学校の設置が認められることになったといえる。

しかし、81年以降4月には「就学督責規則」が、6月「私立特殊学校等ニ於ケル小学校三年ノ科程ヲ卒ヘサル学齡児童ノ教授禁止」、8月「私立学校開業ノ者現状取調開申」¹⁸⁾するよう布達が出された。これら一連の布達の意味するところは、80年改正教育令の主眼とする公立小学校への就学3カ年制をたちゆかせる方策であるといえよう。このため、官許をえた私立学校は79年25校であったのが、80年3校と激減し、81年には皆無となった。

このように規則が厳しくなったにもかかわらず、東春日井郡下では1881年時の調査により43校中15校が閉校となっていた。¹⁹⁾その表3を以下に示す。大永学校から東谷学校までの15校が閉校中（文部省年表より）とのことだが、『東春日井郡誌』中の「各学校沿革」と各『創立記念誌』及び各『市町村史』で閉鎖期間の確認を行なったところ、7校期間が判明し、うち4校が閉鎖中であることがわかった。そればかりか本来開校中であるはずの3校が閉鎖中であることが判明した。閉校の理由はいづれも第一に地租改正による農民の窮乏化（経済不況）、第二に自由教育令の発布、第三に寺子屋教育への思慕をあげている。

『東春日井郡誌』によれば、「明治九年改租の事あるに際し、郡民新租の重きを嘆き、嘖々苦情を

表3 1881年時閉校校名一覧

名称	所在地	設立年	建築種別	閉鎖期間	出典
大永学校	大永寺村	1874	借用		『守山』
勝川学校	勝川村	1873	同		『開校70周年記念誌』
春日井原学校	春日井村	"	和風平屋	1879年～1884年10月	『春日井小学校百年の歩み』
外山学校	北外山村	"	借用	1877年～1878年4月	『とやま』
三ツ淵学校	三ツ淵村	"	同	1877年10月～1878年4月	『三ツ淵小学校百年史』
間々原学校	間々原新田	"	和風平屋		『村中小の歩み』
田楽学校	田楽村	"	借用	1876年11月～1884年9月	『鷹来校百年の歩み』
牛山学校	牛山村	"	同	1876年～1899年	『 』
鳥居松学校	上條新田	"	同		『東春日井郡誌』
上條学校	和爾良村	"	同	1878年12月～1881年7月	『とりいまつ』
下原学校	下原村	"	同		『しのぎ』
池ノ内学校	池ノ内村	1876	同		『篠岡教育七十年』
阪下学校	阪下村	1873	同	1878年～1880年	『創立百周年記念誌』
玉川学校	玉野村	"	同		『玉川30年の歩み』
東谷学校	下水野村	1876	同		『創立百年誌』
味原学校	味鏡原新田	1873	和風二階	1879年12月～1881年5月	『味美』
駒来学校	小牧村	"	借用	1876年3月休校	『東春日井郡誌』
林学校	林村	"	同	1877年～1882年	『篠岡村誌』
明知学校	明知村	"	同	～1881年	『60年間の歩み』
東丘学校	下原新田	1876		～1881年8月	『しのぎ』
大森学校	大森村	1873	借用	中絶	『東春日井郡誌』

注：1) 「大永学校」から「東谷学校」までは『東春日井郡誌』によって、1881年調査時閉校中とされた学校。

2) 東丘学校は、本来の表中にはない学校。

3) 各創立記念誌、市町村史のみ掲げてある学校も、『東春日井郡誌』中の「各学校沿革」を参照している。

唱へぬ々不平を鳴し、郡内の校舎十中八九は閉鎖するの不幸に陥れり、尋て明治十二年所謂自由教育令の頒布あるに方り、従来の画一干渉主義なりしを自由主義とし、国民教育の基盤を地方に托し、土地の情況によりては、義務教育年限を短縮し得ることゝせしより、往々其趣旨のある所を誤り、倍々退歩の姿を顕はせり²⁰⁾と説明している。

当時どのくらいの小学校が閉校状態にあったか明らかにすることは難しいが²¹⁾、次の新聞記事²²⁾がある程度示唆してくれているといえる。

春日井郡学事の景状とて送られました当郡ハ地広く人口一万四百余ありて学校の数七十余ありと雖も明治九年頃より漸く瓦解し現今閉校の数ハ三十余にして其余の校も亦旦夕に迫れり去りとて格別の敵論ありしということを開かず到底此機に乘し天然痘の様に他の隣村へも感染せば二三年を出ずして悉皆閉の字を蒙らずとも保し難し係りの何々さんハ余り繁務といへず茲に於て困苦するのハ教員さんで不幸なるものハ生徒なりと学事熱心さんより

『東春日井郡誌』の「十中八九」とまではいかないまでも、かなりの数の学校が閉鎖されていることがうかがえる。学校閉鎖の傾向は1876年から始まり、当地の学事関係者もこのことに関して何ら有効な手立てを施こしていない様である。このことは79年8月12日付の愛岐日報紙にも「学事ノ振ハサルヲ歎ス」と題して投書した丹羽郡柏森の沢木兵吾の文中²³⁾にもみられる。

以下、43カ村地租改正反対運動の中心的担い手として活躍した東春日井郡田楽村と郡役所の置かれた勝川村を例にとり、学校閉鎖後の実態をみることにしよう。

(i) 田楽学校の場合

田楽村の学事の状況を「鷹来村史草案」²⁴⁾によってみることにする。学制頒布前には村内には周辺の村々からも子どもを集めていた大規模なものを含め、3つの寺子屋が存在していた。その一つは、林昌院の寺子屋で江戸時代より4代続いており、児童150余名に対し大林昌範が「書方綴方読方算術」を教授していた。二つめは、これも2代続いており、児童数が常に100余名に達し、鈴木信比古が「書方綴方読方算術」を教授していた。三つめは、小規模で児童数10名に対し、長谷川松右衛門が3R'sを中心に教授していた。

田楽村では、後に林金兵衛らとともに地租改正反対運動の指導者となる梶田喜左衛門（当時第28区戸長）が自費で天台宗田楽山常念寺に義校を開設し、「差向村内旧神官鈴木重磨ヲ相雇云々」とあるのは学制頒布前の明治5（1872）年7月であった。²⁵⁾でも述べたが、愛知県の小学校設立政策は「義校」設立→「小学校」への転換という形をとっていた。しかし、義校設置のほとんどが学制頒布後数カ月してからであったことを考えると、梶田の教育に対する関心の高さは評価できる。この義校は知新学校といい、数度の移転を経て1875年田楽学校と改称することになった。

教師は旧寺子屋師匠の鈴木信比古（鈴木重磨と同一人物か？）、大林昌範の2名に隣村の旧士族加藤綱之、神官上原某を補助教師として加え、4名で教授していた。田楽学校は「明治九年十一月以降七カ年間地租改正紛擾ノ為」に閉鎖されてしまったが²⁶⁾、すぐさま大林昌範、鈴木信比古、谷口宗平らは自宅にて「寺小屋教授」をしたという。すなわち、公立の田楽学校は地租改正問題が紛糾を始める1876年11月（6日に各村へ鎌止めの廻章が通達された）に閉鎖はされたものの元公立学校教師2人を含む3人が各々経営する私立学校（当然「官許」は得ていないであろう）の開設によって、地域住民の教育要求は充分満たされたといえるであろう。その中で、梶田によって設立された義校の教師に鈴木が招かれたことから2人の親密な関係は推測できるが、鈴木は地租改正反対運動にも重要な役割を果たしている。²⁷⁾村内在住の知識人として地租改正反対運動を理論的に支持しつつ、一方でその父母の子弟の教育を行ったのである。

(ii) 勝川学校の場合

勝川村では学制頒布後1873年11月太清寺に龍源学校が設置され、75年に勝川学校と改称した。勝川学校の閉鎖時期、期間とも明らかではないが、次の新聞記事（1882年2月19日）²⁸⁾から1882年1月頃までは閉校状態にあったことがしられる。

（前略）独り本郡（東春日井郡—引用者注）に限り斯く非常の衰退に陥りたるは甚だ遺憾の至なりしが今や郡長堀尾氏の赴任以降大に挽回方に熱心せられ或は主任吏をして巡回せしめ或は村民輩を提喚し百万説諭に尽力せられしに果して其効を奏し全郡の校数四十余校にして内閉校は三十校計あるも右説諭を奉じ十五六校も開き僅に目今十二三校の閉鎖を余す耳なりと該閉鎖の校と雖も孰れも教育の忽にす可からざるを覚知し開校す可きの兆を呈し既に教員雇聘中もあり或は協議最中もあり（中略）就中勝川村の如きハ彼の改租苦情の団結なる四十二ヶ村の一にして中々頑愚なれば今の正則を忌嫌し習字専修の所謂寺小屋を希望するもの如し故に頗る挽回方に困難の景況なりしが郡役所々在の地に於て他の標準とも成る可き村方なるにそ郡長閣下も一方ならざる心配をせられ精々御主意のある處を懇諭せられしかば（以下略）

東春日井郡は他郡と比較して学事の面で大いに退歩している。とくに学校の閉鎖が著しい。しかし、堀尾茂助郡長の代になって、学事への挺入れの介よろしく、閉校中の学校も半減し、残りもまもなく開校するであろう。しかし、勝川村は42カ村地租改正反対運動を展開したうちのひとつであり、「中々頑愚」だから正則教授をきらい、習字専修の寺子屋の方を好むのではないかと投書者は述べている。ここでも公立学校が閉鎖されても何らかの代替教育機関が簇生してくるのである。さらに1881年1月には「漢業」「漢洋業」を教授する私塾の存在も推定できる²⁹⁾。すなわち勝川村の場合も田楽村同様、公立学校が閉校となっても村民の教育要求に充分応えうる代替教育機関——旧寺子屋や私塾などの私立学校が設立され、実質的な「教育の空白期間」を招いていないと考えられる。むしろ住民にとってより親密度（生活実感）の高い教育がこれらの機関で展開されたのではないかと思われる。

次に、勝川村を例にとって堀尾茂助郡長の「熱心」な学事奨励策の一端とそれに対する勝川村の反応を1881年を中心に（堀尾郡長の就任は同年3月から）みてゆこう。²⁹⁾

(1) 1880年度の学事年報表提出督促（2月15日、同月28日）

本来の提出締切日は2月8日であるが、2月15日付の学第21号達でも提出されず、再度2月28日学第33号達によって提出を求められている。

(2) 県乙第45号達に基づく学務委員の定員及び同給料の件提出（4月2日）

これは4月2日付の第43号達により締切が同月20日迄とされた。当初は郡長名で、後には郡役所庶務掛、同学務掛と名称は変遷したが、日付不明も含め都合4回督促の達が出され、同年10月12日でも尚未提出である。

(3) 第81号達、公立学校開校奨励の件（7月19日）

本郡学事ノ義者追々衰頽之處兼テ御頒布ノ改正教育令并ニ就学督責ノ規則ノ趣モ有之必ス開校候半テハ学事拡張ノ御主意ニ反シ不都合ニ付過日挽回ノ件演達及ヒ置候付テハ最早夫々協議開校ノ運ニ立至リ候義トハ了承心得共若シ従前ノ聯区ニテハ生徒通学不便ノ校モ可有之モ難斗右分離致度分ハ来ル三拾一日迄ニ不便之事由且一校之維持ス可キ日途等詳細取調可申出此段相達候也

これは7月19日付のもので、東春日井郡下では学事が衰頽ぎみだが、改正教育令や就学督責規則などの趣旨を積極的に受けとめ学事が盛大になるよう開校するようという内容である。従来の学区設定見直しの可能性も示唆している。

(4) 第89号達、無許可の私立学校断然禁止（8月22日）

公許ヲ得タル私立学校ニアラスシテ寺院住職等於テ習字一科ノミ学齡児童ニ対シ教授スル所謂旧寺小屋ト称候分（類似ノ分共）当郡学事衰頽ノ今日教授ノ途無之ヨリ自然開業致居候者可有之モ難斗右衰頽タルヤ兼テ相達置候通り学事拡張ノ御主意ニ相悖リ挽回開校致サムルヲ得サル義ニシテ既ニ不日説諭トシテ巡回可致候ニ付斯ル私学不問ニ指置候テハ甚タ不都合ニ候条巡回以前本年本県甲第百十三号布達ニ基キ断然差止メ可申若シ彼是不服ヲ鳴候輩アラハ速ニ其事由姓名等取調来ル三十一日迄ニ当役所ヘ可届出此段相達候也

この達は8月22日付のものであるが、次のようなことがうかがえる。まず、無許可の旧寺子屋体の私立学校が殷賑を極めるほどであるが、逆に「公的」な学事が衰頽となっていること、それゆえ学事拡張のためには断然無許可の私立学校を禁止せねばならないとの堀尾郡長の強い意志がみられる。

(5) 小学補助金下付の件（9月21日）

小学補助金之義未タ下附不致分別紙之通有之候然ルニ目下閉校中ノ義ニ付開校不致候半テハ該金員下附難致候条過般来相達置候旨趣ニ基キ精々協議ヲ遂ケ速ニ開校届差出候様可取斗此段相達候也

（中略）

（別紙）

金七円六拾三錢五厘

勝川学校

これは9月21日付の達で、小学補助金下付を餌に学校の開校を迫るものであった。7月19日の第81号の布達以来矢継ぎ早に学校開校の達が何度も出され、この間郡の官吏を巡回させて、説得と威嚇を繰り返して行なってきたと思われる。

(6) 第98号達、重ねて無許可の私立学校禁止の件（9月29日）

習字専修ノ旧寺小屋躰ノ教授不相成旨既ニ第八拾九号ヲ以テ相達置候所今以テ開業致居候者有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候条速ニ差止方可取計若シ此後荏苒ニ打過キ候者有之候ハム自然其筋ノ処分ヲ受ルニ至リ実ニ憫然之次第ニ候条精々注意可致此段相達候也

第89号の達を守らないために処分を受けないように注意せよとの趣旨である。

(7) 学校挽回方の件（10月18日）

勝川村は郡役所々在地でもあるため他地域よりも学校開校の働きかけは強いものがある。何度も達を出したり説諭を加えているので、そろそろ開校の方へ論がまとまってもよい頃だが、まだ不服を鳴らす者がいれば説得のため係官を派出するという趣旨である。

(8) 学事の件にて郡役所への出頭命令通知（11月22日）

以上のような経過を辿り、1882年2月1日戸長前川ら有力者は、教員を西春日井郡にまで求め、同村地藏堂にて開校する運びとなった。²⁸⁾同月28日には郡役所から、「連語図一巻組、九々図一四枚、伊呂波図一巻枚、五十音図一巻枚、万国地図一式軸、小学読本一巻部、地理初歩一巻部、本県地理誌上一巻冊、日本略史一巻部、万国史略一巻部」が「該校挽回ノ際 欠乏ヲ察シ貸渡」されたのである。³⁰⁾

それでも開校にいたらない村々もあるのであり、そのような所へは郡の官吏が郡長代理の肩書で説諭に当たった様である。その資料を次に示す。

其学校ノ義付積年閉校相成居候付追々開業方御達ノ処分今以テ等閑ニ有之不都合ノ至ニ付今回郡長代理トシテ少属主任者同行説諭トシテ来ル二十四日明知村へ出張可致候条予テ村内開校ノ順叙申合置学務委員及ヒ村民頭立之者両三名同道同午前第九時無相違右出張先以出張可存立命ニ依テ此段御通達および候也

東春日井郡書記安藤所右ニ門

明知村
西尾村
内津村
右村戸長御中

(明治十五年七月十九日³¹⁾)

学事挽回のために郡長堀尾がとった啓蒙的な説諭、巡回指導、度重なる布達、威嚇などの様々な方法は、かつて彼が43カ村統いて 106カ村地租改正反対運動を通して見聞し体験した方法とかなり共通する部分があるように思われる。してみると、正則の学校開校が結果として地域住民の望むものと合致したとしても、そこへ招く手順は全く啓蒙専制主義的といわざるをえないであろう。

IV 開校後の小学校

(i) 田楽学校の場合

無許可の私立学校による教育も1882年10月認可「私立小学舎人学校」の開校によって幕を閉じる。³²⁾この間、春日井郡は東西に分けられ、初代東春日井郡長林金兵衛死去後に郡長に着任した堀尾茂助の懸命な学事奨励策が展開されたが、その成果の一端が舎人学校の開校であった。開業式に際して堀尾郡長は次のような趣旨の祝詞をよんだ。³³⁾

地租改正問題から東春日井郡下の学事が停滞した(学校の閉鎖は「貴重ナル教育ヲシテ殆ド放擲シタルモノノ如キ景況ニ達セリ」)ことを「茂助痛嘆措ク能ハザルヲ以テ夙ニ之ガ開校ノ点ニ至ラシメンコトヲ勸誘努力シタレバ果シテ其効勞空シカラズシテ陸續踵ヲ接シ開校ノ届出ツルニ至レリ」。このようにして「多年ノ衰頹モ今ヤ竟ニ挽回シ得テ他郡ノ学事ト肩併スルノ美域ニ進ミタル」状況となった。その上で郡民が尚一層の「学事ノ旺昌ヲ謀ラン」とすることを望むと。

転じて、田楽村も学校閉鎖中は「学務委員等ノ諸氏之ヲ開校セシメンコトヲ大ニ配慮尽力スト雖モ如何セン止ヲ得サル村情ノアルアリテ今日マデ逡巡躊躇アリ」として、学務委員を通して開校させようとの努力がなされたことがわかる。最後に「茂助深ク望ム本校ニ従事スルノ諸氏ヨ自今以後益々進取ノ精カラ逞クシ生負ハ日ニ増シ月ニ加ハリ校舎ハ填咽充塞シテ復之ヲ容ルルノ坐席無キニ至リ年ナラスシテ宏壯美麗ナル一大校舎ヲ建築スルノ好結果ヲ奏センコトヲ」と結び、自身の努力が実ったことにより胸中は「欣拵雀躍ノ至リニ堪ヘ」ないと素直に喜んでいるのである。

(ii) 勝川学校の場合

開校後の勝川学校は「日を逐ふて進歩の景況を顯せし」と称される程となった。郡役所も勝川校には何かと配慮しており、郡役所吏員中に愛知県師範学校卒業者がいるとのことでその人を勝川校へ差し遣わしてくれるほどであった。³⁴⁾

さらに郡長は東春日井郡の教育水準を高めるため教育研究会を1882年3月22日郡役所議事堂に郡下の各学校教員・委員を集めて開設した。³⁵⁾このねらいは、1 教育事象の研究、2 将来にわたって当郡の学事が衰退しないような維持方法の研究の2点である。この日は会則と幹事副幹事等の選定がなされ、幹事に勝川学校教員林英吉副幹事に小牧学校教員岩腰壽が選ばれた。この研究会のもっとも晴れがましい日は、郡長自らが集まった諸教員全てを率いて大懇親会を開いたこの日のみであったかもしれない。間もなく松方デフレ政策の影響で再び学事も衰退し、新たにこれを打開するための組織「東春日井郡教育協会」が1886年結成され、機関紙も発行された。³⁶⁾この構成員は、教

育研究会が教員に比重をおきすぎて会が停滞していたのを反省して、地域の有力者層も含めた。この結果は「漸ク学事拡張ノ勢餘民心ヲ刺衝シ大ニ学事ニ傾向スルノ気運ヲ恢復シ真面目ヲ改ムルニ至ラントセル」³⁷⁾もので成功したといえよう。

おわりに

旧愛知県春日井郡下では明治政権の経済的基盤確立のための地租改正作業に対して、43カ村が合法的かつ徹底した反対運動を展開し、官側の執拗な威嚇にもかかわらず1879年2月実質的な勝利を収めた。この運動が本格化する1876年11月頃から、当地域の公立小学校は閉校となるものが現われてきた。1881年中頃でもなお、東春日井郡下では10校前後の小学校が閉校中であった。その理由として、第一に地租改正による農民の窮乏化、第二に自由教育令の発布、第三に寺子屋教育への思慕があげられる。第一の具体的な形は、反対運動展開による出費など経済的負担から子弟を休学または退学させたり、学資金を拠出しない行為（動）となろう。第二と第三の理由は関連しあうもので、自由教育令のうたう「土地ノ情況ニ応ジタ教育」を「旧寺子屋体」のものにとらえる向きが強かったということになろう。

この一連の動き、すなわち公立小学校の閉鎖→寺子屋体の私立学校の簇生は、一面で「公教育の停滞」といえるが、それは必ずしも「教育の空白」を意味するものではなくむしろ様々な可能性を秘めた「私教育」が以前にまして盛んになったといえよう。それは多額の学資金を要求し、当時の民衆が必要とした教育内容を用意しない国家のための人づくり政策を民衆はこの機に批判したのである。43カ村中の田楽村を例にとってみても、「教育の空白」期間はないように思われる。さらにこの私立学校の教師は元寺子屋教師、のちに当村公立学校教師であり、一方で地租改正反対運動の中心的メンバーとしても活躍している。ここに、田楽村の私立学校が地域住民に密着した教育を行っている可能性をもちえたといえよう。

1880年改正教育令が公布され、翌81年4月以降愛知県では「就学督責規則」や私立学校を取締まる布達が出されるようになった。同年3月林金兵衛東春日井郡長死去後その跡を襲った堀尾茂助は学事奨励に全力を注ぎ、閉鎖中の公立学校を再開させるのに成功した。もちろんこれとてもすぐに再開に到った例ばかりではなく、1882年7月時点で閉校中の例もあった。郡長の熱心な指導によって「私立学校」が閉鎖され「公立学校」が再興されたが、その学校の性格はどういったものとなっただろうか。松方デフレ政策のもとで農民層の分解が深まっていくなかで再開される学校は、地主化していく上層農民の要求——それは国家の政策ともきりむすんでいくための——を色濃く反映したものとなっていくのではないか。「東春日井郡教育協会」が教員のみならず地域の有力者をも会員に含めたのはひとつの象徴的事柄であるといえよう。

注

- 1) 土屋忠雄、『明治前期教育政策史の研究』、1962年、講談社。
- 2) 千葉昌弘他、『学校と教師の歴史』、1979年、川島書店、P.51。
- 3) 春日井郡は1880年2月5日より、東西2郡に分離される。
- 4) 東春日井郡役所編、『東春日井郡誌』、1923年、PP.478-481。
- 5) 愛知県教育委員会編、『復刻版 愛知県教育史』、第3巻、1983年、第一法規出版、P.24。

- 6) 前掲『復刻版 愛知県教育史』, PP.206-207.
 7) 『愛知県布達類集』, 1876年, P.341.
 8) 『同上』, 第9号, PP.371-398.
 9) 旧愛知県春日井郡八田新田村文書, 「明治4年正月以降布達扣」, 1874年8月の条, 春日井市教育委員会蔵.
 10) 前掲『愛知県布達類集』, 無号, PP.411-412.
 11) 『同上』, 第2号, P.411.
 12) 「愛知新聞」, 第543号, 1878年1月23日の「本県録事」より.
 ○乙第十一号 学区取締
 今般普通小学教則之外変則教科施設ニ付可及的各地之現状ヲ汲察シ実施適応ノ教科ヲ設ケン為ナレハ各区
 於テ変則教科学案編纂ノ上第五課ニ可差出此段相達候事
 但区内ノ地形ニ因リ教科学案数種ニ涉リ候共不苦候事
 明治十一年一月十九日 愛知県令 安場保和
- 13) 「愛知新聞」, 第567号, 1878年2月23日の「本県録事」より.
 ○甲第三十六号
 従来私立学校之儀ハ各種アリト雖トモ必竟専門学或ハ普通学ノ稗補トモ可相成管之処就中習字ノミ教授致
 候向有之右ハ学事拡張ノ旨趣ニ反シ且之レガ為メ畢生ヲ誤リ候者有之候テハ実ニ憫然ノ至ニ付自今該私学
 ニ限リ廃止候条此旨布達候事
 明治十一年二月十九日 愛知県令 安場保和
- 14) 『地租改正の研究』, 1967年, 未来社. 他に, 森原章, 「愛知県春日井郡における地租改正反対騒擾」, 愛知
 学芸大学『研究報告』, 第8輯, 社会科学, 1959年を参照した.
 15) 「結着がついた」前日2月3日, 度重なる圧力に抗しきれず高蔵寺村が脱落したので, 最終的には42カ村
 となった.
 16) 愛知県教育センター蔵, 「明治12年1月 上申留 中島郡一宮村戸長役場」.
 17) 「愛知県布達類集」, 1880年4月6日.
 18) 「愛岐日報」, 第1452号, 1881年9月1日の「愛知県録事」より.
 ○甲第七十号
 私立学校開業ノ者本年(六月)当県甲第二百二十七号布達町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則第一
 ノ各項ニ照準シ本月一日ノ現状ヲ取調来ル九月十五日マテニ開申スヘシ此旨私立学校開業ノ者へ布達候事
 明治十四年八月三十一日 愛知県令 国貞康平
- 19) 前掲『東春日井郡誌』, PP.479-481.
 20) 『同上』, PP.478-479.
 21) 1876年以降の「教員進退留」中の履曆書や移動の箇所が有効である.
 22) 「愛知新聞」, 第943号, 1879年5月29日.
 23) 第850号, 「(前略) 学校ノ盛衰ハ独リ人智ノ開未ニ関スルノミニアラズ実ニ国家ノ盛衰ニ関ス(中略) 我
 県ノ如キハ学校未タ開ケズ教育ノ道未タ盛大ナラズ就中春日井郡ノ如キハ従前ノ学校十二八九ハ閉校シ聞
 然タル野蛮國ニ異ナルコト無シ我輩之レヲ視テ歎息流涙ニ堪エサルナリ(以下略)」.
 24) 春日井市立鷹来小学校蔵, 1915年.
 25) 『鷹来校百年の歩み』, 1978年, P.18.
 26) 愛知県公文書館所蔵「愛知県学務課文書 明治十年教員進退留」中に, 鈴木信比古の「教員辞職願」が収
 められている. そこには, 田楽学校閉鎖の「公的理由」が唱われているので紹介する. 「私担当小学校之儀
 本年四月学資金募集方ニ付村民云々苦情ヲ唱出シ之カ為一時閉校其節旧学区取締初学校係百方力ヲ尽シ懇
 諭ニ被及候へ共其景況タル不日開業ノ場合ニモ難相運相見ニ候付一ト先免職願度存候処前学区取締懇諭之
 次第ニヨリ不得止今日迄因循相過当校ニ奉務仕候へ共今ニ至リ未タ開業ノ目的モ不相立就テハ目今勤務ノ
 名アリト雖トモ其実之レ無ク実ニ不相濟儀ニ候間至急職務被免度此段奉願候也
第三中学区内四十六番小学
田楽学校教員
 明治十年十一月 五等権訓導
鈴木信比古
- 27) 鈴木は「改租歎願書」中に田楽村議員総代の一人として, 梶田喜左衛門らと共に名を連ねている(春日井
 市八田新田地区文書). IIで出京代表団の一人としても登場している. 谷口も鈴木と同様田楽村の代表と
 して働いており, 「尾張国春日井郡四十二ヶ村儉約示談」(1881年8月)の村総代の一人となっている(林
 ちよ氏蔵).

- 28) 「愛岐日報」, 第1586号.
- 29) 春日井市教育委員会蔵, 旧勝川町文書「御布達留 明治十四年一月以降」.
- 30) 前掲旧勝川町文書「^{諸官衙}郡役所ヨリ達書留 勝川村戸長役場」.
- 31) 安藤直太郎氏蔵, 「御法留 壹番 西尾村戸長役場扣」(明治15年3月より). この文書には月日の記載がないが, 前後の文書から7月19日と推定した.
- 32) 表1の1882年, 83年の私立学校はこの「私立小学舎人学校」と推定できる.
- 33) 「私立小学舎人学校開業式における郡長祝詞の写」. 前掲『鷹来校百年の歩み』, P.21.
- 34) 「愛岐日報」, 第1616号, 1882年3月28日.
- 35) 「同上」, 第1617号, 1882年3月29日.
- 36) 「東春日井教育協会第一回筆記」(1886年8月刊)と「東春日井教育協会第二回筆記」(同年9月)の2冊は確認している.
- 37) 林ちよ氏蔵, 「愛知県東春日井郡学事沿革」(愛知県東春日井郡書記林小参の印あり).

(1990年5月21日 受理)